福岡県無料クーポン券使用による女性特有がん検診事業における広域化について

1 広域化

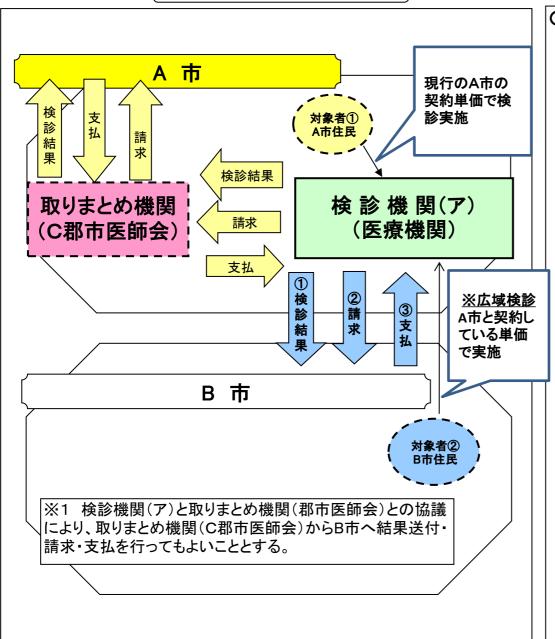
- (1)契約は市町村と県医師会との集合契約とする。
- (2)請求・支払の流れについては現行の市町村がん検診をベースとし、①及び②を併せた 体制とする。
 - ①個別検診において市町村と郡市医師会が契約している場合(図①)
 - ②上記①以外の場合(図②)
- (3)広域化において受診できる検診機関
 - ①現在市町村が契約している検診機関のうち、本広域化の体制に賛同する検診機関
 - ②現在個別検診を実施していない市町村に所在し、本広域化の体制に新規賛同する 検診機関

2 料 金

- ・既に市町村と個別検診の契約がある検診機関の場合は、契約市町村以外の市町村の 対象者に対しても、現行の契約単価で検診を実施する。
 - ※複数の市町村と契約がある検診機関の場合は、それぞれの現行契約単価で検診を 実施し、現行契約以外の市町村の対象者に対しては、検診機関所在地の現行契約 単価により実施する。
- ・現在、どの市町村とも個別検診の契約がなく、本広域化により新たに個別検診の実施を 契約する検診機関については、税込単価、<u>子宮頸がん検診8.800円、乳がん検診8.690円</u> で、本広域化に賛同する市町村の対象者に対し検診を実施する。

個別検診において、市町村と郡市医師会が契約している場合

広域化イメージ



検診実施・請求・支払等の流れ

- 〇 A市とC郡市医師会が個別検診の契約を締結している場合で、C郡市医師会所属の検診機関(ア)が 広域検診の実施について、県医師会に委任書を提出している場合
 - ① 検診料金
 - * 本広域化に賛同する市町村の対象者に対し、 A市との契約単価で実施
 - * 現行の契約内容については変更しない
 - ② 検診結果の送付
 - *A市住民分は、C郡市医師会へ送付
 - * B市住民分は、B市へ直接送付(受信者への結果 通知は検診機関(ア)から行う。)(※1)
 - ③ 検診費用の請求
 - *A市住民分は、C郡市医師会へ請求
 - * B市住民分は、B市へ直接請求(※1)
 - ④ 検診費用の支払
 - *A市住民分は、C郡市医師会を経由して支払い
 - * B市住民分は、B市から直接支払い(※1)
- ※2 現行の契約において、C郡市医師会が結果の送付 ・請求・支払を取りまとめていない場合は、A市住民 分についても、A市と直接やり取り

図①以外の場合(市町村と検診機関が直接契約している場合・新規契約の場合)

広域化イメージ

A 市 検 支払 診 請 A市住民 / 結 ①A市と契約がある場合 検 診 機 関(ア) 本広域化に賛同する市町村 (医療機関) の対象者に対し、A市の契約 単価で実施 ②新規契約の場合 検 3 ② 支 子宮頸がん検診:8,800円 診 請 結 乳がん検診:8,690円 求 で本事業に賛同する全ての 市町村対象者に実施 B 市 対象者② B市住民

検診実施・請求・支払等の流れ

① 検診料金

- OA市と検診機関が直接契約を締結している場合で、 検診機関(ア)が広域検診の実施について、県医師 会に委任書を提出している場合
- * 本広域化に賛同する市町村対象者に対し、 A市との契約単価で実施
- * 現行の契約内容については変更しない
- 〇現在個別検診を行っていない市町村に所在し、 本事業により新規に、県医師会に委任書を提出し ている場合
- * 本広域化に賛同する市町村の対象者に対し、 子宮頸がん検診8,800円、乳がん検診8,690円 で実施
- ② 検診結果の送付
- *A市及びB市のそれぞれの市町村へ直接送付
- ③ 検診費用の請求
- *A市及びB市のそれぞれの市町村へ直接請求
- ④ 検診費用の支払
- *A市及びB市のそれぞれの市町村から直接支払い